

保護者様

静岡県立静岡商業高等学校長

## 学校における感染症予防による出席停止のお知らせ

あなたは、感染症に罹っており、またはその疑いがありますのでお知らせ致します。つきましては、学校保健安全法第19条の規定により、出席を停止します。

なお、登校するにあたっては、医師の診断を受け、下記登校許可証明書に記入をしていただき、HR担任に提出してください。

問い合わせ：保健室（Tel054-255-6241）

## 登校許可証明書

該当する疾病名に○印をつけてください。

分類	傷病名	出席停止期間
第1種	[ ]	治癒するまで
第2種	百日咳	特有の咳が消失する、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	流行性角結膜炎 / 急性出血性結膜炎	
	[ ]	
その他	[ ]	医師が感染の恐れがないと認めるまで

※新型コロナウイルス及びインフルエンザに関しては、この様式は使用せず、専用の様式にて御報告ください。

上記疾病により加療中でしたが、感染の恐れがない、または少ないため、登校可能と認めます。

出席停止期間：令和 年 月 日～ 月 日

病院及び医師名